

第 56 号議案

平成 27 年度

吉田町一般会計補正予算（第 1 号）

## 平成27年度吉田町一般会計補正予算（第1号）

平成27年度吉田町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ490,777千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,965,777千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更及び廃止は、「第3表地方債補正」による。

平成27年9月1日提出

吉田町長 田村典彦

# 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 地方特例交付金		22,500	△54	22,446
	1 地方特例交付金	22,500	△54	22,446
9 地方交付税		281,000	146,083	427,083
	1 地方交付税	281,000	146,083	427,083
11 分担金及び負担金		149,165	149	149,314
	2 負担金	137,565	149	137,714
13 国庫支出金		1,073,847	△81,368	992,479
	1 国庫負担金	602,774	727	603,501
	2 国庫補助金	463,783	△82,095	381,688
14 県支出金		628,052	28,342	656,394
	1 県負担金	276,592	363	276,955
	2 県補助金	282,504	27,962	310,466
	3 県委託金	68,956	17	68,973
16 寄附金		1,500	563	2,063
	1 寄附金	1,500	563	2,063
17 繰入金		479,599	3,681	483,280
	1 特別会計繰入金	126	3,681	3,807
18 繰越金		200,000	210,982	410,982
	1 繰越金	200,000	210,982	410,982
19 諸収入		138,303	4,416	142,719
	5 雑入	129,344	4,416	133,760
20 町債		644,700	177,983	822,683
	1 町債	644,700	177,983	822,683
歳 入 合 計		9,475,000	490,777	9,965,777

(歳出)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		109,078	△1,665	107,413
	1 議会費	109,078	△1,665	107,413
2 総務費		1,072,711	17,493	1,090,204
	1 総務管理費	794,747	10,560	805,307
	2 徴税费	155,832	6,613	162,445
	3 戸籍住民基本台帳費	81,742	303	82,045
	5 統計調査費	10,027	17	10,044
3 民生費		2,530,310	47,132	2,577,442
	1 社会福祉費	1,301,710	25,356	1,327,066
	2 児童福祉費	1,228,394	21,776	1,250,170
4 衛生費		1,709,484	△6,707	1,702,777
	1 保健衛生費	1,709,484	△6,707	1,702,777
6 農林水産業費		228,566	12,765	241,331
	1 農業費	70,196	3,886	74,082
	3 水産業費	150,018	8,879	158,897
7 商工費		63,968	277	64,245
	1 商工費	63,968	277	64,245
8 土木費		1,588,517	8,688	1,597,205
	1 土木管理費	105,458	5,392	110,850
	4 都市計画費	1,253,365	3,296	1,256,661
9 消防費		447,631	△3,564	444,067
	1 消防費	447,631	△3,564	444,067
10 教育費		786,232	13,745	799,977
	1 教育総務費	189,015	5,326	194,341
	2 小学校費	188,122	6,830	194,952
	3 中学校費	93,260	56	93,316
	4 社会教育費	150,863	1,533	152,396

款	項	補正前の額	補正額	計
12 公債費		914,246	△2,298	911,948
	1 公債費	914,246	△2,298	911,948
13 諸支出金		1,413	404,911	406,324
	2 基金費	1,411	404,911	406,322
歳出合計		9,475,000	490,777	9,965,777

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	4 都市計画費	都市防災総合推進事業 防災公園整備事業費	185,437
合 計			185,437

### 第3表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市防災総合推進事業 防災公園整備事業	千円 64,900	証書借入	6.0%以内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは、元利不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。	千円 180,900	証書借入	6.0%以内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは、元利不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。
臨時財政対策債	380,000	〃	率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくは、その他の収入をもって支弁する。	558,183	〃	率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくは、その他の収入をもって支弁する。

## 2 廃止

起債の目的	補 正 前				補 正 後				備考
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
水産基盤整備事業	千円 4,100	証書借入	6.0%以内	政府から借り入れる場合は、その融資	千円 —	—	% —	—	
多目的広場整備事業	5,400	〃	(ただし、利率	条件により、銀行そ					
吉田町内道路舗装 修繕事業	10,500	〃	見直し方式で借	の他から借り入れる					
都市防災総合推進事業 西の坪大浜1号線整備事業	12,000	〃	り入れる政府資	場合は、据置期間を					
都市防災総合推進事業 下片岡16号線整備事業	7,200	〃	金及び地方公共	含めて30年以内に					
都市防災総合推進事業 住吉幹線整備事業	14,600	〃	団体金融機構資	元利均等又は元金均					
都市防災総合推進事業 住吉幹線整備事業	14,600	〃	金について利率	等若しくは、元利不					
都市防災総合推進事業 住吉幹線整備事業	14,600	〃	の見直しを行っ	均等の方法をもって					
都市防災総合推進事業 住吉幹線整備事業	14,600	〃	た後において	年賦又は半年賦で償					
都市防災総合推進事業 住吉幹線整備事業	14,600	〃	は、当該見直し	還する。					
都市防災総合推進事業 住吉幹線整備事業	14,600	〃	後の利率)	ただし、町財政の					
都市防災総合推進事業 住吉幹線整備事業	14,600	〃		都合により繰上償還					
都市防災総合推進事業 住吉幹線整備事業	14,600	〃		し、償還期限を短縮					
都市防災総合推進事業 住吉幹線整備事業	14,600	〃		し、又は借換するこ					
都市防災総合推進事業 住吉幹線整備事業	14,600	〃		とができる。償還財					
都市防災総合推進事業 住吉幹線整備事業	14,600	〃		源は、一般歳入若し					
都市防災総合推進事業 住吉幹線整備事業	14,600	〃		くは、その他の収入					
都市防災総合推進事業 住吉幹線整備事業	14,600	〃		をもって支弁する。					



起債の目的	補 正 前				補 正 後				備考
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
都市防災総合推進事業 富士見幹線整備事業	千円 38,900	証書借入	6.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは、元利不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。  ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくは、その他の収入をもって支弁する。	千円 —	—	% —	—	